

奨学金継続のための学業成績基準及び家計に係る基準について 【給付奨学金(新制度)・貸与奨学金】

奨学金継続のためには、毎年12月～1月頃に実施する「奨学金継続願」の提出(11月以降の採用者は、2020年度は継続願の提出は必要ありません。)と、学業成績基準を満たす必要があります。給付奨学金(新制度)は10月に「家計に係る基準」も審査されます。『2020年度奨学生のしおり』の該当ページを必ず読んでください。

1. 学業成績基準(給付奨学生(新制度)のしおり:P.30～31、貸与奨学生のしおり:P.63～65)

学業成績は毎年3月に適格認定を実施し、次年度以降の支給の可否を審査します。

修得単位数が下表に該当する場合は、対応する処置がとられます。

(1) 修得単位数(通算)

年次	給付奨学金(新制度)	貸与奨学金
1年生終了時点	0単位～16単位未満「廃止」 16単位～19単位未満「警告」	0単位～10単位未満「廃止」 10単位～20単位未満「警告」
2年生終了時点	16単位～31単位未満「廃止」 31単位～38単位未満「警告」	10単位～28単位未満「廃止」 28単位～40単位未満「警告」
3年生終了時点	31単位～76単位未満「廃止」	28単位～76単位未満「廃止」

(2) 給付奨学金(新制度)適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数の合計数が上記『(1)修得単位数(通算)』に記載の「廃止基準」に該当すること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が上記『(1)修得単位数(通算)』に記載の「警告基準」に該当すること。(「廃止」区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く。) 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) [ア] 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合。 [イ] 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(「廃止」区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く。)

2. 家計に係る基準(※給付奨学金(新制度)のみ『給付奨学生のしおり P.32、P.41』)

毎年、あなた及び生計維持者(父母等)の経済状況に応じた支援区分の見直しを10月に行い(マイナンバーにより取得した所得情報及び申告された資産額に基づき、日本学生支援機構が行います)、10

月以降の1年間の支援区分を決定します。

なお、いずれの支援区分にも該当しない場合は、支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給及び授業料減免が停止されます。

<支援区分について>

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満

3. 処置について

(1) 給付(新制度)

処置	処置内容
廃止	給付奨学金の支給を取り止めます(給付奨学生の資格を失います)。学校処分が退学、除籍、無期停学又は3ヶ月以上の停学の場合、学業不振にやむを得ない事由がない場合は、併せて支給済みの給付奨学金の返還を求めます。 ※経済学部生で「進級不可」と判定された場合も「廃止」となります。
停止	3ヶ月未満の停学又は訓告処分の場合、給付奨学金の支給を停止します。
警告	給付奨学金の支給を継続しますが、学業成績が向上せず、次回の適格認定時に再度「警告」の認定となった場合は、給付奨学金は「廃止」(打ち切り)となります。

(2) 貸与

処置	処置内容
廃止	奨学生としての資格を失い、奨学金の貸与が終了する。 ※経済学部生で「進級不可」と判定された場合も「廃止」となります。
警告	奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に奨学生としての資格を失わせることを「警告」する。「警告」の処置を通算して、2回以上受けると「廃止」となる。

4. 返還について

次の場合には、支給した給付奨学金の返還と、一度減免された授業料の納付が求められることになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合、
 - (2) 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上)の懲戒処分を受けた場合のほか、
 - (3) 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合
- ※「学業成績が著しく不良」とは、修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下のことを指す。

以上